

常以帝子鎮京口、六日輒先乞巧と入蜀いひ古書皆以七月七日之夕謂之七夕、今北人卽以七月七日之夕南人不爲之忌と兼明いへれば、當時かゝる事のありしによりて、六日を以て乞巧せられしと見えたり、又初六初七晚貴家多結綵縷于庭、謂之乞巧縷、則當時初六初七兩日皆可乞巧と香祖筆記引東京夢華錄いへるは、前の例とはいさゝか異也、これは六七兩日ともに乞巧行はれし一例なり、しかるに乞巧に六日を用ひられし始は、たしかならざれども、五代にはじまりしと見えたり、唐世無此說必出於五代耳と睿齋筆記引上同上三筆いへるをもてしられたり、此風俗四五十年にしてとめられしとおもはる、宋の太平興國三年七月の詔に、今之習俗多用六日非舊制也、宜復用七日と禁じ給ひたるにてしられたり、また七夕改北俗用六日、太平興國三年七月乙酉詔曰、七夕改用六日、宜以七日爲七夕頒行天下と引邴邪代醉諺錄いへるは、同時同年の詔なれども異文なり、しかれども六日をとめられしは同義なれば、此年より以後は六日を乞巧に用ひ給はざる事しるし。

〔古今要覽稿時令〕七月七日二星に物を手向る事、凡二星にこよひ物を手向る事、ふるくよりみえたり、寶治二年百首に乞巧奠を常磐井入道太政大臣よませ給ふ歌に、しら露の玉のを琴の手向して庭にかゝぐる秋のともし火、とみえたるをはじめ、手向るとよめる歌外に數首あり、又たてまつるといふことは、いとふるくより見えたり、天のが瀬ごとにぬさをたてまつると萬葉みえしをはじめとせり、また七夕に星に物をかすといふ事も舊くよりあり、衣或は琴などの類、何物とかぎらぬなり、太郎百首に、玉のをごともけふはかさましとみえたり、かすとよめる歌はあまたあり、これらは皇國のならはしなれど、西土にも是に似たる事あり、咸興籍居道南諸阮居道北、北阮富而南阮貧、七月七日北阮盛曝衣錦綺粲目咸以竿掛大布犧鼻禪於庭、曰未能免俗と書傳いへるをはじめ、竹竿頭上願絲多と自居みえ、七月七日云々、暴經書及衣裳習俗然也と崔寔四民月令書